資料 1

特区民泊に関連する区域計画の認定及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要について

特区民泊に関連する区域計画の認定

平成28年10月4日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」(議長:安倍晋三内閣総理大臣)を経て、先の区域会議で作成された本市の国家戦略特区の区域計画(案)が、同日付けで、内閣総理大臣により認定されました。

本市の特区民泊の概要(滞在施設の旅館業法の適用除外)

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、 北九州市内(第一種・第二種低層住居専用地域、市街化調整区域)において、海外からの観光客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。(平成29年1月より実施)

特区民泊に関連する区域計画の認定及び国家戦略特別区域法施行令の一部 を改正する政令の概要について

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 政令の趣旨

内外観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するため、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の要件を見直し、施設の使用期間を短縮するとともに、近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等を追加するため、国家戦略特別区域法施行令(平成 26 年政令第 99 号)の一部を改正(平成 28 年 10 月 28 日交付、平成 28 年 10 月 31 日施行)。

※政令で定めるべき事項の概要(特区法第13条第1項)

外国人旅客の滞在に適した施設では、<u>一定期間以上使用させること等の政令で定める</u> 要件を満たすものについては、旅館業法の適用を除外。

2. 政令の内容(特区法施行令第12条)

- (1) 現在、特区政令で「<u>7日から10日まで</u>の範囲内で自治体の条例で定める<u>期間以上</u>」と 規定している「最低宿泊・利用日数」について、地域の実情により異なる宿泊施設の不足 状況等に適切かつ迅速に対応できるよう選択肢の幅を拡げるとの観点から、施設を使用さ せる期間を「<u>3日から10日まで</u>の範囲内において施設の所在地を管轄する自治体の条例 で定める期間以上」であることとする。
- (2) 現在、通知で措置している<u>近隣住民との調整</u>や<u>宿泊者名簿の設置</u>などの措置を、より効果的かつ透明なものとするため、
- ① 施設の周辺地域の住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
- ② 施設周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。
- ③ 滞在者名簿が施設等に備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- を事業要件として法令上明記することとする。

3. 今後の予定

・12月議会において、条例案を提出予定。

特区民泊に関連する区域計画の認定及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要について

(仮称) 北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 に関する条例案の概要

(1) 事業の用に供する施設を使用させる期間

3日以上

- (2) 立入調査等の権限
- (3) 近隣住民への事前説明

《削除》

(4) 事業者の責務

滞在者に対して、本市の豊かな自然との触れ合い、又は市民との交流 する機会を積極的に設けること

(5) 手数料